

加藤厚生労働大臣 殿

ご依頼のありましたことにつきまして、以下の通り回答いたします。

検査体制について

○ 現在、PCR検査は、県環境衛生研究センターにおいて、通常運用で、1日60検体、和歌山市衛生研究所では、一日40検体、合計一日100検体の検査が可能である。

○ 今後、県では、前処理機の導入により、1日72検体の検査が可能となるとともに、検査装置を3台から4台に増やし、1日100検体の検査が可能となる。加えて、和歌山市においても検査装置を一台増やす予定であり、これにより一日68検体となり、合計一日検査可能数は、168検体となる。

○ さらに、本県では、医療従事者の感染防御を図り、地域の医療提供体制を維持確保するために、各地域の中核病院において、リアルタイムPCR装置を設置する予定である。これにより、1病院あたり1日20検体の検査が可能となる。

○ これまでも患者数が増加した時には、県では通常の2倍の検査もこなしてきた実績もあり、今後、患者数がさらに増加した場合においても、かなりの検査が可能となることが見込まれ、検査体制については、十分対応できると考えている。

○ ただし、PCR検査の実施については、熟練した技術が必要であり、国として積極的に人材育成に取り組む必要があると考える。

医療提供体制について

- 本県では、保健行政の努力により、クラスターは発生したものの、新型コロナウイルス感染症患者が入院する全確保病床数に対して、実際の病床利用率は40%を超えたことがない状況である。
- 現時点においても医療関係者のご理解により、さらなる病床の確保を図っており、想定確保病床数は160床を見込んでいる。
- さらに、今後、患者数が増加した場合においても、入院が必要な患者発生に相当する病床確保はできる見込みである。また、宿泊療養施設も準備しており、これらを効率的に運用することで感染者の入院・入所は十分対応可能と考えている。
- 一方、外来の医療体制については、一般診療所においてもコロナを疑う患者の診察を行い、適切に入院医療機関につなげる体制づくりに力点を置く必要があると考える。
- また、感染拡大を防止するためおよび重症化を防ぐためにも、感染が確認された患者は、まずは、入院治療を行い、隔離を徹底するべきである。仮に、自宅療養を認めざるをえない感染状況になったとしても、解除基準は退院基準と同等に厳格化する必要がある。
- この観点から、今後、感染者数が減少してきた時点において、自宅療養は中止するとともに、解除の考え方等感染患者の対処方針を見直すべきと考える。

令和2年5月19日

和歌山県知事 仁坂 吉伸